

# 準学校法人届出電子申請マニュアル (申請者用)

令和7年2月

東京都生活文化スポーツ局私学部

## 目次

第1	対象となる届出の種類.....	1
第2	施行日 .....	1
第3	申請の流れ.....	2
第4	申請手順 .....	3
第5	留意事項・その他.....	13
第6	根拠条文等.....	15
第7	問合せ先 .....	16

## 第1 対象となる届出の種類

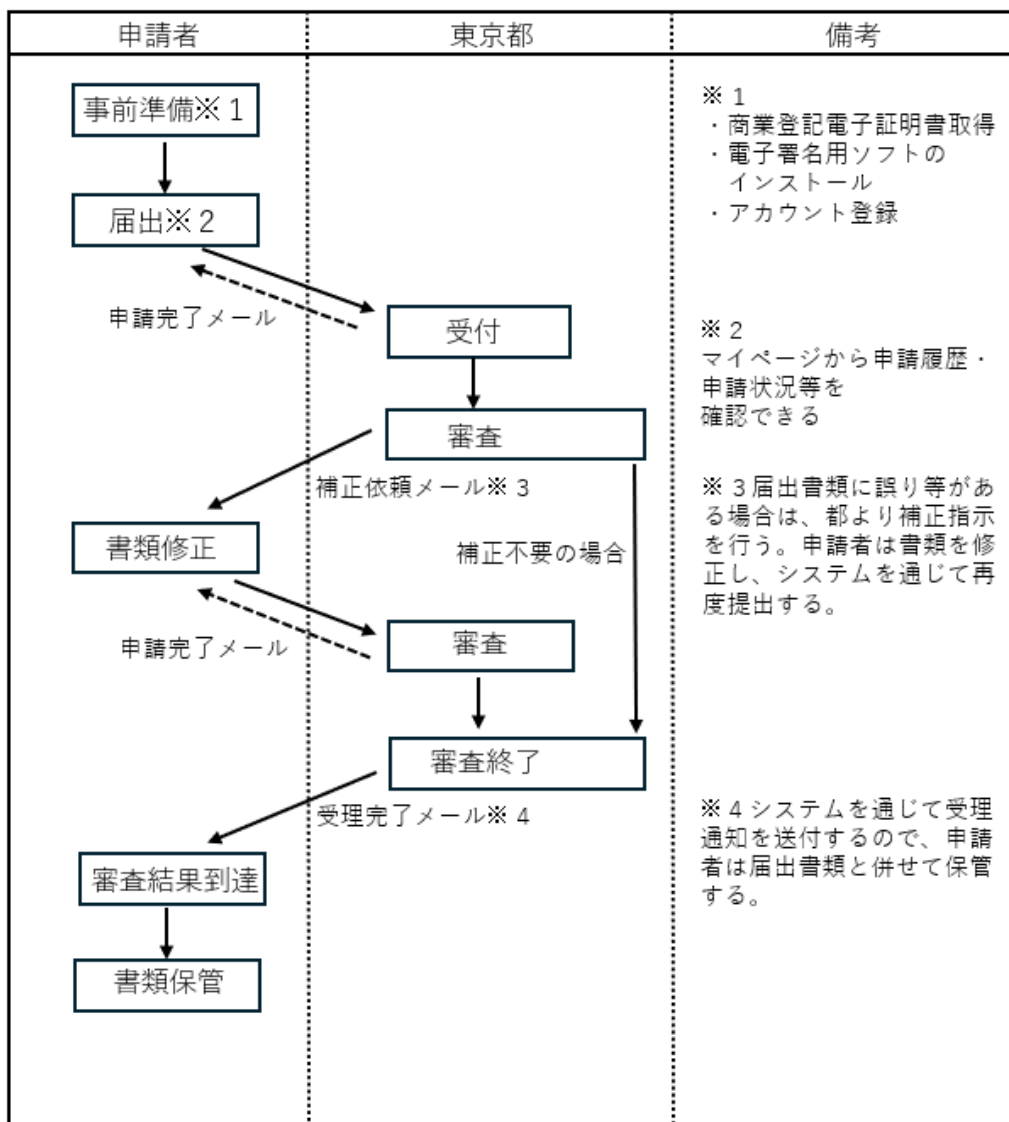
東京都知事所轄の準学校法人（私立学校法第64条第4項に定める法人をいう。）が行う、私立学校法施行令第2条第1項及び第2項に基づく、以下7種類の届出を対象とします。（なお、申請実績等を踏まえ、今後対象となる届出の種類を拡大することがあります。）

1. 理事変更届
2. 監事変更届
3. 理事長の変更登記届
4. 理事長以外の代表権を有する理事の変更登記届
5. 資産総額変更登記届
6. 諸登記届
7. 設立登記届

## 第2 運用開始日

令和7年2月1日

### 第3 申請の流れ



※具体的な手順は「第4 申請手順」参照

#### 第4 申請手順

- 1 申請フォーム：<https://logoform.jp/form/tmgform/812601> にアクセスする。
- 2 準学校法人の職員の方が申請する場合は、「申請ページへ（準学校法人の方はこちら）」をクリック。  
行政書士の方が申請する場合は、「申請ページへ（行政書士の方はこちら）」をクリック。

- 3 初めて申請される場合、「新規アカウント登録」をクリック。  
※2回目以降の場合、ログインをクリック。なお、アカウント登録せずに申請することも可能ですが、申請履歴の確認等に便利なためアカウント登録をお勧めします。

4 以下の手順に従いアカウント登録を行います。

**1**



「新規アカウント登録」を選択します。

**2**



メールアドレスを入力し、「アカウント登録用のメールを送信」を選択します。

※外部アカウントから登録も可能です。

**3**



アカウント登録用URLがメールで届きます。  
(メール件名: [LoGoフォーム]アカウント登録のご案内)

**4**



アカウント登録画面に遷移し、必要項目を入力後、プライバシーポリシー同意にチェックを入れて「確認」を選択します。

**5**



確認画面に遷移するので、下までスクロールし、「登録」を選択します。

**6**



アカウント登録が完了します。

5 (準学校法人の方のみ) 電子署名を行うための準備をします。商業登記電子証明書の発行や必要なソフトのインストール手順について、画面の表示に従い進めます。

なお、手順については、[法人認証ヘルプページ](#)に掲載されています。

6 (準学校法人の方のみ) 5が完了したら、下部のチェック項目にすべてチェックを入れ、「申請へ進む」をクリック。

7 ページ下部の届出様式・添付資料等のうち「準学校法人届出様式（電子申請用）」および「準学校法人届出添付資料（電子申請用）」から届出に必要な様式を①ダウンロードします。②その後、「次の画面へ進む」をクリック。

入カフォーム

1 入力1 2 入力2 3 確認 4 電子署名 5 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

### 準学校法人届出電子申請

**<申請概要>**  
東京都知事所轄の準学校法人（私立学校法第64条第4項に定める法人をいう。）の役員の変更もしくは登記事項の変更に係る届出です。

**<関連法令>**  
・私立学校法施行令第2条第1項又は第2項  
・組合等登記法

**<電子申請以外の申請方法>**  
(1) 窓口で申請する方法  
(2) 郵送で申請する方法

**<案内・留意事項など>**  
準学校法人届出電子申請マニュアルを参照のうえ、申請してください。  
※本件対象法人は、東京都知事所轄の準学校法人に限ります。その他の法人はご利用いただけません。  
※本システムで申請可能な届出は以下のとおりです。その他の届出、認可申請等については、本システムはご利用いただけません。  
1. 理事変更届  
2. 監事変更届  
3. 理事長の変更登記届  
4. 理事長以外の代表権を有する理事の変更登記届  
5. 貴族院幹事変更登記届  
6. 議決届  
7. 設立登記届  
※添付書類に不備がないことをご確認いただき、申請してください。  
※変更もしくは登記後、遅滞なく届け出てください。

**<申請時に必要な書類>**  
届出様式・添付資料等については、下部の「届出様式・添付資料等」からダウンロードしていただけます。  
その他、関係法令等詳細は、私立専修学校各種学校事務処理手引及び各種通知をご覧ください。

**<関連リンク>**  
生活文化スポーツ局私学部ホームページ

**<問い合わせ先>**  
東京都生活文化スポーツ局私学行政課事務各種学校担当  
〒163-8001  
東京都新宿区白新町2-8-1 18階北側  
TEL:03-5388-3192  
mail:51121502@section.metro.tokyo.jp

**届出様式・添付資料等** ①  
準学校法人届出電子申請マニュアル  
1 準学校法人届出様式（電子申請用）  
2 準学校法人届出添付資料（電子申請用）  
※添付資料（届出時の交付は不要です。）

② → 次の画面へ進む 入力内容を一時保存する



8 画面に従い必要事項を入力し、添付ファイル（原則、PDF）を添付して「確認画面へ進む」をクリック。

※必須項目は、入力・添付しなければ確認画面へ進めません。

※届出作成の際は、私立専修学校各種学校事務処理手引（以下「手引」という。）も参照の上、必ず複数人体制でのチェックを行ってください。

~~~~~

9 内容を確認し、問題なければ「電子署名を行う」をクリック。

~~~~~

10 電子署名の方法については、[法人認証ヘルプページ](#)の電子署名手順をご参照ください。

11 電子署名が完了すると、申請が送信され送信完了画面が表示されます。また、送信完了メールが申請者に届きます。

※以下のメール例は、代理申請の場合のものです。

## 12 補正依頼

(申請内容に不備があった場合のみ) 東京都から補正依頼のメールが届きます。「修正依頼の内容」を確認し、メールに記載された URL とパスワードを使って申請フォームにアクセスします。

【要対応】申請内容のご修正のお願い - 準学校法人届出電子申請【代理申請用（行政書士が申請する場  
NR no-reply@logoform.jp  
宛先 ○生活文化スポーツ局私学部私学行政課

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。  
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

このメールは申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

申請手続きのための重要なお知らせです。

申請を完了させるために申請内容のご修正をお願いいたします。  
以下の URL にアクセスし、申請内容の修正をおこなってください。  
[https://logoform.jp/status/inquiry/A-licA2xKMQbGS2zEm6NCxVq1tjeF2XqAXJDXj9a87receipt\\_num=SS00001391](https://logoform.jp/status/inquiry/A-licA2xKMQbGS2zEm6NCxVq1tjeF2XqAXJDXj9a87receipt_num=SS00001391)  
パスワード：4zJlJQQ37  
URL にアクセスした際、パスワードの入力を求められますので、上記のパスワードを入力してください。

フォーム名:  
準学校法人届出電子申請【代理申請用（行政書士が申請する場合）】

受付番号:  
SS00001391

修正依頼の内容:  
届出様式の日付が空欄になっています。記入して添付してください。



準学校法人届出電子申請【代理申請用（行政書士が申請する場合）】

申請状況照会フォーム

1 入力 2 照会 3 結果

お客様の申請状況を確認するためには、お控えいただいている 受付番号 とパスワードを入力して照会ボタンを押してください。

受付番号 必須  
SS00001391 10 / 16

パスワード 必須

→ 照会

13 (申請内容に不備があった場合のみ)「申請内容を修正する」をクリック。

申請状況照会フォーム

1 入力 2 照会 3 結果

申請状況

ご入力いただいた受付番号の申請が見つかりました。

受付番号: SS00001391

現在の申請状況: 補正依頼

届出様式の日付が空欄になっています。記入して添付してください。

申請内容に不備があります。以下の「申請内容を修正する」ボタンを押し、申請内容を確認して再申請してください。申請を取り消したい場合は、以下の「申請を取り消す」ボタンを押してください。

→ 申請内容を修正する → 申請を取り消す

14 (申請内容に不備があった場合のみ) 最初の申請時と同じ画面が表示される。「次の画面へ進む」をクリック。

入力フォーム

1 入力 2 入力2 3 確認 4 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

準学校法人届出電子申請

<系統概要>  
東京都知事所轄の準学校法人(私立学校法第64条第4項に定める法人をいう。)の役員の変更もしくは登記事項の変更に係る届出です。

<関連法令>  
・私立学校法施行令第2条第1項又は第2項  
・組合簿登記法

<電子申請以外の系統方法>  
(1) 窓口で申請する方法  
(2) 紙面で申請する方法

<案内・留意事項など>  
準学校法人届出電子申請マニュアルを参照のうえ、申請してください。  
※本件対象法人は、東京都知事所轄の準学校法人に限ります。その他の法人はご利用いただけません。  
※本システムで申請可能な届出は以下のとおりです。その他の届出、認可申請等については、本システムはご利用いただけません。  
1. 理事変更届  
2. 監事変更届  
3. 理事長の必要届出  
4. 理事長以外の代表権を有する理事の必要届出  
5. 役員総決必要届出  
6. 議事録届  
7. 役員登記届  
※添付書類に不備がないことをご確認いただき、申請してください。  
※変更もしくは登記後、課税なく届出してください。  
※学校法人の変更を避け、行政書士が申請する場合は、別途委任状の添付が必要です。

<申請時に必要な書類>  
届出様式・添付資料については、下記の「届出様式・添付資料等」からダウンロードいただけます。  
その他、関係法令等詳細は、私立専修学校各種学校事務処理手引及び各種通知をご覧ください。

<関連リンク>  
生活文化スポーツ局私学部ホームページ

<問い合わせ先>  
東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課専修各種学校担当  
〒158 8501  
東京都港区西新橋2-8-1 18階止側  
TEL:03-5388-3192  
mail:51121502@section.metro.tokyo.jp

届出様式・添付資料等  
準学校の法人届出電子申請マニュアル  
1 準学校法人届出様式 (電子申請用)  
2 準学校法人届出様式添付資料 (電子申請用)  
※添付資料 (届出時の添付は不要です。)

→ 次の画面へ進む

- 15 (申請内容に不備があった場合のみ) 申請時と同じ画面が表示されるので、修正すべき部分を修正し、申請時と同様の手順で送信する。送信後は、申請時と同様に送信完了メールが届きます。

**入学フォーム**

1 入力済 2 入力中 3 確認 4 完了

**申請日**  
令和7年 6月 16日

**学校法人名**

**学校法人所在地**  
住所: 1488221 東京都 〒 郵便番号: マンション・階層番号

**学校法人担当者情報**  
姓: 山本 名: 太郎 電話番号: 092927724

**届出種別**  
 理事長  
 理事  
 理事長以外の役員を有する理事の家族  
 役員以外の役員を有する理事の家族  
 普通校  
 特別校

**特記記載 (特記)**  
 1 登記完了後、変更なく届け出る。こと。  
 2 登記が必要となる事項については、別表1「非学校法人に関する別表 - 届出事項等一覧」参照。  
 3 理事長以外の役員又は家族とする。こと。

**添付書類**  
 1 学校記録  
   
 アップロードされたファイル  
 2 学校法人の登記簿謄本 (登記簿謄本)  
   
 アップロードされたファイル  
 3 その他特記が必要とする書類

**備考**  
届出事項がある場合は記載してください。

← 1つ前の画面に戻る  入力内容を一時保存する

## 16 受理完了

東京都において受理手続きが完了すると、以下のメールが届きます。

本メールは受理完了の通知として扱うため、申請書類とともに大切に保管してください。

申請内容に関するお知らせ - 準学校法人届出電子申請【代理申請用（行政書士が申請する場合）】



no-reply@logoform.jp  
宛先 ○生活文化スポーツ局私学部私学行政課

-----  
※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。  
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。  
-----

○○届の受理について

令和○年○月○日付で提出のありました○○届（令和○年○月○日変更分）について、  
令和○年○月○日付○生私行第○○○号にて受理しましたので、お知らせします。  
提出された届出書類と本メールを併せて保管していただきますようお願いいたします。

-----  
生活文化スポーツ局私学部私学行政課専修各種学校担当

[TEL:03-5388-3192](tel:03-5388-3192)

[mail:S1121502@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1121502@section.metro.tokyo.jp)

## 第5 留意事項・その他

・届出書類の電子申請における取扱については、以下のとおりとします。

電子申請においては、いずれの書類も電子データ（PDF）で作成してください。（本マニュアルで定める7種類の届出を電子申請にて提出する場合に限り、書面で提出する必要のある、その他の届出や認可申請等における添付書類の取扱いを変更するものではありませんのでご注意ください。）

書類	様式 番号	電子申請取扱	(参考) 書面申請取扱
届出書	各 様 式	「理事長が自筆署名したものの写し」又は「理事長名を記名したもの」	原本（要押印） ※1
役員の就任承諾書	17-2	「就任予定の理事（長）及び監事が自筆署名したものの写し」又は「就任予定の理事（長）及び監事名を記名したもの」	原本又は原本証明
役員の辞任届	18	同上	同上
死亡証明（役員の死亡による場合に限る）		写し	原本又は原本証明
履歴書	任意	「電子ファイル」又は「写し」	原本又は原本証明
理事会・評議員会議事録	任意	寄附行為に規定された署名人の署名捺印又は記名押印があるものの写し（電磁的記録により作成された場合は署名人全員の電子署名の措置が講じられたもの。※2）	原本証明
欠格事由非該当の誓約書	19-1	「理事長が自筆署名したものの写し」又は「理事長名を記名したもの」	原本（要押印）
役員に配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことの宣誓書	19-2	同上	同上
監事が理事・評議員・職員と兼ねていないことの宣誓書	19-3	同上	同上
役員変更届別表	16	「電子ファイル」又は「写し」	原本（押印不要）
学校法人の登記事項証明書（登記簿謄本）		写し	原本
印鑑登録証明書（設立		写し	原本

時及び変更登録を行った場合に限る)			
財産目録	20	「電子ファイル」又は「写し」	原本（押印不要）
監事の監査報告書	任意	写し	原本証明
銀行残高証明		同上	写し
不動産の登記事項証明書（登記簿謄本）		同上	原本
土地（建物）賃貸借契約書写（借用がある場合に限る）		同上	写し
評議員名簿		「電子ファイル」又は「写し」	同上
開始貸借対照表	30	同上	同上
諸規程		同上	同上
委任状（行政書士による申請の場合に限る）	任意	写し（学校法人の押印がされたものに限る）	原本（要押印）
顛末書（届出の遅延等の場合に限る）	任意	「理事長が自筆署名したものの写し」又は「理事長名を記名したもの」	同上

※1 本表中の用語の定義は次のとおりです。

「原本」…作成者が一定の内容を表示するために確定的なものとして、書面により最初に作成されたものをいう。なお、押印が必要な書類については、理事長等の署名捺印又は記名押印がされたものをいう。ただし、登記事項証明書及び印鑑登録証明書は、公的機関から発行された謄本及び証明書自体をいう。

「写し」…原本を写した文書をいう（電子申請取扱において、原本が書面で存在する場合は、書面をスキャナー等で読み取り、電子データにされたものをいう。）。

「原本証明」…写しに理事長が原本と相違ない旨を証明し、押印したものをいう。

「電子ファイル」…書類が Word 又は Excel 等により、電子データで作成されている場合、当該電子データ自体をいう（提出の際は PDF に変換）。

※2 議事録作成に伴う、電子証明書の詳細については、以下の法務省ホームページを参照してください。「[商業・法人登記のオンライン申請について](#)」のうち「第3 電子証明書の取得」です。

・フォーム内に掲載している様式等は、電子申請のみで用いることが可能です。書面で提出する場合は、手引き及び各種通知に掲載されている様式を使用してください。

・必要な書類は原則電子媒体 (PDF) にて作成してください。やむを得ない理由により、一部の書類のみ書面にて提出する必要がある場合は事前にご相談ください。



- ・届出内容又は書類の作成方法等に疑義がある場合は、事前に都へご相談ください。
- ・届出の提出が遅延した場合は、当該遅延理由及び再発防止策を記した「顛末書」を作成してください。
- ・関係資料の用紙の大きさは、特に指示のある場合を除き、日本産業規格A4判縦型としてください。
- ・提出・補正後、都から連絡がない場合は、お電話もしくはメールにてお問合せください。
- ・行政書士の方からご申請いただいた際、委任状の内容に疑義がある場合は、東京都から直接学校法人へ連絡させていただく場合があります。

## 第6 根拠条文等

### ○私立学校法施行令

(登記の届出等)

第二条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は、組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は、理事又は監事が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、文部科学省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。法第三十七条第二項の規定により理事(理事長を除く。以下この項において同じ。)が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときも、同様とする。

### ○組合等登記令

(設立の登記)

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にななければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

(変更の登記)

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以

内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

## 第7 問合せ先

<届出内容に関するお問合せ>

東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課専修各種学校担当

電話：03-5388-3192

メール：[S1121502@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1121502@section.metro.tokyo.jp)

<LoGoフォームの一般的な操作方法に関するお問合せ>

東京都LoGoフォームヘルプデスク

電話：0120-030-007（フリーダイヤル）

受付時間：平日9時から17時まで

メール：[logoform\\_support@oec.co.jp](mailto:logoform_support@oec.co.jp)

マニュアル更新履歴

・令和7年1月15日 作成